# 日 火 連 短 信

令和 8 年 1 月 16 日 第237号



〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22　一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事　大 岩 伸 夫
ＴＥＬ 03-5549-9041
ＦＡＸ 03-5549-9042
ＵＲＬ http://www.nikkaren.jp/
E-mail：nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp


## 土木現場における保管・配達業務の対価について

昨年２月、卸商がゼネコンと契約している土木現場の保管・配達業務を行っている火薬商に対して、運送業の許可が必要ではないかとの理由で警察署の捜査が行われた案件が発生しました。

この件については、この火薬商が現場納入の都度、火薬類譲受許可証の譲渡人記載欄に裏書を行っていることから、自社の所有物を運搬していると認められ、立件されることはありませんでした。

しかしながら、このような案件が発生したことはわれわれ火薬商にとって大きな問題であり、その一因として、保管・配達業務を行う火薬商の得る対価が保管料、配達料と称されていることが考えられることから、当会と日本火薬卸売業会の間で協議を重ね、次のような名称に変更することとしました。

今後、土木現場向け火薬類の保管および配送業務の対価については、卸商より下記の名称で案内がありますので、ご承知おき願います。

また、土木現場に搬入する際の譲受許可証の裏書は、火薬商の責務として行って頂くようお願い致します。

記

| 従来の名称 | | 今後の名称 |
|---|---|---|
| ◇　保管料（爆薬） | ⇒ | 火薬類管理報酬（爆薬） |
| ◇　保管料（雷管） | ⇒ | 火薬類管理報酬（雷管） |
| ◇　配達料 | ⇒ | 火薬類管理報酬（配送） |

以上

各組合長および事務局は、会員各位への周知を徹底して頂くようお願い致します。